

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準(案)

1. 目的

使用済み電気・電子機器を直接再利用（以下、「リユース」という。）目的で輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。）第2条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、「バーゼル条約」という。）附属書IVに掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業（最終処分やリサイクル作業）が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル条約の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物である場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。

なお、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準について」（平成21年6月1日付け）は、本運用に加えて引き続き適用することといたします。

2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器（事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。）をリユース目的で輸出する場合に適用されます。

また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器（その構成部品である電気・電子機器を含む）及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の適用については、参考資料をご参照ください。

3. 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書Ⅳに掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、バーゼル法の該非を確認する必要があります。

基準	輸出者等による処理事項	輸出者による証明方法の例
<p>① 破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古再使用とは見なされない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことの確認。 - 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> - 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカーを確認しつつ、破損等のないことを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - また、求めに応じ目視可能な状態にしておく。 <p>※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておく。</p>
<p>② 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること</p> <p>※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 通電等を行い、正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認。 - 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認。 - 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能確認検査を実施し）、十分な蓄電を行えることの確認。 （この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能 	<ul style="list-style-type: none"> - 上述とともに、個別製品ごとの作動確認の結果、個別製品の種類ごとに通電検査等の正常作動検査方法、検査実施状況を撮影した写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。 - 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておく。 - 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 内蔵された蓄電池については、

	<p>な状態であれば、バーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。)</p>	<p>その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</p>
<p>③ 荷姿等（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）</p>	<ul style="list-style-type: none"> - テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。 - 小型の物については、段ボール箱等の中に整然とした積載や個別の包装等を行う。 - 積み込みを行うまでの間、風雨等のさらされないよう屋内で適切に保管されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> - 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、輸出者が梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。
<p>④ 契約書等による中古品取引の事実関係 ※当該契約書等には、 1. 使用済み電気・電子機器のリユース品の販売に関する内容 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること</p>		<ul style="list-style-type: none"> - 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておく。
<p>⑤ 輸入国において当該製品の中古市場があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認すること。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認めている場合は、その政府許可等を確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認めている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本語又は英文）を提示できるよう配慮すること）。

4. 事前相談における留意事項

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認する責任を有することにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

参考 使用済み電気・電子機器の例

<家庭で使用する電気・電子機器>

冷蔵庫・冷凍庫
エアコン
室外機
洗濯機
ブラウン管テレビ
液晶テレビ
プラズマテレビ
電子レンジ
炊飯器
ジャーポット
食器洗い乾燥機
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器（電気瞬間湯沸器）
給湯器
空気清浄機
加湿器
除湿機
扇風機
電気掃除機
電気かみそり
電気式家庭用生ゴミ処理機
電動ミキサー
電気式コーヒーマーカー及びティーメーカー
トースター
ホットプレート
電動歯ブラシ
携帯用電気ランプ
電気暖房機器
電気カーペット
ヘアドライヤー
電気アイロン
家庭用電動ミシン
電話機（電気機器内蔵の物）
ファクシミリ
携帯電話
公衆用PHS端末
ラジオ放送用受信機
ビデオテープレコーダ（セット）
DVD-ビデオ
BDレコーダ/プレーヤ
ビデオカメラ（放送用を除く）
プロジェクタ
ビデオプロジェクション
BS/CSアンテナ
CS専用アンテナ
CSデジタルチューナ
地上デジタルチューナ
ケーブルテレビ用STB
デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）
デジタルオーディオプレーヤ（HDD）
テープレコーダ
MDプレーヤ

ステレオセット
CDプレーヤ
ICレコーダ
アンプ
スピーカシステム
電池式ヘッドホン及びイヤホン
カメラ（電気機器内蔵の物）
デジタルカメラ
PC（デスクトップ型）
PC（ノートブック型）
モニター（電子計算機用）
プリンタ
フォトプリンター
リモコン
キーボードユニット
電卓
電子辞書
電気照明器具（電球を含む。）
電気式時計
家庭用電気工具

<家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）>

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
家庭用電気・光線治療器
家庭用磁気・熱療法治療器
家庭用吸入器
家庭用医療用物質生成器
電子体温計
電子血圧計

<電気・電子機器等を内蔵する遊技機器>

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）
携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）
据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

<自動車から取り外し可能な電気・電子機器>

カーナビゲーションシステム
カーカラーテレビ
カーDVD
カーステレオ
カーCDプレーヤ
カーMD
カーアンプ
カースピーカ
カーチューナ
カーラジオ
VICSユニット
ETC車載ユニット